

審査基準

平成13年6月6日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第8条第2項(第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処分の概要	許可証の書換え
原権者(委任先)	石川県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第4条第2項(営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第12条(許可証の書換えの申請)
審査基準	
標準処理期間	14日。
申請先	申請書は、営業所所在地の所轄警察署の生活安全課(生活安全 刑事課)に提出して下さい。
問い合わせ先	石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備考	